## 東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所

不適合管理委員会報告情報〈平成24年10月4日(木)分〉

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年10月4日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。 なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

- 1. G I グレード 0件
- 2. G II グレード 0件
- 3. GⅢグレード 3件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1		タービン建屋凍結及び凝結防止分電盤の点検時に、漏電遮断器の動作不良を確認した。当該遮断器を修理。	
2	4号機	低電導度廃液系タンク/高電導度廃液系タンクの槽液位記録計の用紙送り不良を確認した。当該記録計を 点検・修理。	
3		タービン補機冷却海水系ポンプ(C)のグランド部からのグランドリーク量が通常より多いことを確認した。当該グランド部を点検・修理。	